

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県職員公舎規則の一部を改正する規則 三六
- 福島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則 三六

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三九
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三九
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 三九
- 車両制限令の規定により道路を指定する件 三〇
- 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 三〇

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
- 福島県警察本部 三三
- 一般競争入札を行う件 三三

規 則

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則及び福島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十二号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則（昭和四十一年福島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を削り、同表三の項を同表二の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（施設管理課）

福島県規則第十三号

福島県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

福島県消防学校教育訓練規則（昭和四十一年福島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県消防学校（以下「学校」という。）における消防に関する教育訓練（以下「消防教育」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

第二条を次のように改める。

第二条（消防教育）
 消防教育は、消防職員、消防団員及び消防関係者（学校の長（以下「校長」という。）が消防教育の必要があると認める者をいう。）に対し、消防教育を行う。

第三条（消防教育）
 消防教育を分けて、学校教育及び校外教育とする。

第五条及び第六条を次のように改める。

（種別等）

第五条 学校教育（前条第六項に規定する特別教育及び同条第七項に規定する一般教育を除く。）の種別ごとの種別（課程がある場合は課程を含む。次条において同じ。）は、別表のとおりとする。

第六条 前条第六項に規定する特別教育及び同条第七項に規定する一般教育のそれぞれの種別ごとの種別は、校長が別に定める。

（学校教育の到達目標等）

第六條 学校教育の種別ごとの到達目標、入学者の定数、教科目及び教育訓練時間数（教科目ごとの教育訓練時間数を含む。）は、校長が別に定める。

第十七条の見出しを「（卒業証書等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 校長は、現場指揮課程及び分団指揮課程の両課程を修了した者に対し、き章を授与するものとする。

第二十五条中「、知事の承認を得て」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

種 類	種 別	課 程	対 象 者
初任教育			消防職員
基礎教育			消防団員

専科教育	警防科	消防職員
	特殊災害科 予防査察科 危険物科 火災調査科 救急科 救助科	
幹部教育	初級幹部科	
	中級幹部科 上級幹部科	
専科教育	警防科	消防団員
	機関科	
幹部教育	初級幹部科	
	指揮幹部科 上級幹部科	
	現場指揮課程 分団指揮課程	

第一号様式中「期 課程」を「期 課程」に改める。
 第二号様式中「期 課程」を「期 課程」に改める。
 第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第17条関係)」に「証します。」を「証します」に改める。
 「期 課程」

第四号様式中「科 課程」を「第4号様式」を「第4号様式(第17条関係)」に、「証します。」を「証します」に改める。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 (消防保安課)

告 示

福島県告示第百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月八日から同年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年三月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月八日から同年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年三月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン本宮 東棟 福島県本宮市荒井字久保田百三十二番地八
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十

条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が会津坂下町只見川地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十八年二月二十五日認可した。

平成二十八年三月八日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第百三十三号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

平成二十八年三月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二二二号	喜多方市関柴町西勝字西原二六八番三地从先から会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲七四六番一地从先まで
一般国道二八八号	郡山市日和田町字五庵三番三地从先から同 市富久山町久保田字上野四六番一地从先まで
県道郡山停車場線	郡山市清水台一丁目七二番地先から須賀川市滑川字十貫内二番九地从先まで
県道郡山大越線	郡山市大町一丁目三四二番地先から同 市大町二丁目七〇番三地从先まで
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字水神山一二番四地从先から同 市赤木町五〇番一地从先まで

二 指定する期日

平成二十八年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第百三十四号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第

十条第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十八年三月八日

一 指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
一般国道二八八号	郡山市日和田町字五庵三番三地从先から同 市富久山町久保田字上野四六番一地从先まで
県道郡山停車場線	郡山市清水台一丁目七二番地先から須賀川市滑川字十貫内二番九地从先まで
県道郡山大越線	郡山市大町一丁目三四二番地先から同 市大町二丁目七〇番三地从先まで
県道保原桑折線	伊達市伏黒字東本場四番一地从先から同 市伏黒字東本場九七番地先まで
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字水神山一二番四地从先から同 市赤木町五〇番一地从先まで

二 指定する期日

平成二十八年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りやすいためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

福島県警察本部公告第7号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける集合教育用運転シミュレータ装置（四輪車）の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年3月8日

福島県警察本部長 石田 勝彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 集合教育用運転シミュレータ装置（四輪車）一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成28年10月1日から平成35年9月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年4月5日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年3月8日（火）から同月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び同月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、205円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成28年4月22日（金）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年4月21日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 仕様の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す仕様等の書類を平成28年3月28日（月）午後5時までに福島県警察本部交通部運転免許課へ提出すること。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : A driving simulator system for group training(Four-wheeled vehicle) 1set (including related costs concerning emplacement, installation, and removal of the system, installing, setting, adjustment, and transition of the system, system formulation, tests of the system, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 22 April 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 21 April 2016
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)